

利用料金

放課後等デイサービスでの利用料金は、自治体が多くの部分のサービス料金を負担してくれます。そのため区役所や市役所で手続きをして、受給者証を発行が必要になります。

利用料金は自治体によって決められおり、割合としては、**自治体負担は9割で利用者の負担は1割**です。放課後等デイサービスの支援内容、利用するサービス内容、スタッフ体制によっても金額が変わってきますが、**利用者の負担は1回あたり700円から1,200円程度**ということになります。

但し、各世帯の所得状況により上限月額が定められており、月の自己負担金は以下の表のとおりとなります。

自己負担金 上限額規定

1 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円 (注)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	
	保護者の属する住民基本台帳での世帯